

公益財団法人東京都つながり創生財団

令和6年度第3回臨時理事会（決議省略）議事要旨

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 常務理事の選定の件

定款第26条第2項及び第35条に基づき、以下の者を常務理事として選定する。

理事 前山 琢也

第2号議案 事務局長の任免に係る承認の件

定款第48条第3項に基づき、以下の者を事務局長とすることを承認する。

理事 前山 琢也

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事の氏名

マリ クリスティーヌ

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和7年3月28日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

マリ クリスティーヌ

令和7年3月28日、理事 角田マリが理事の全員及び監事に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発した。当該提案につき、決議に加わることができる理事の全員から書面又は電磁的記録により同意の意思表示を、監事から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第40条（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条）に基づく理事会の「決議の省略」の方法により、当該提案事項を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされたことを明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者は次に記名押印する。

令和7年3月28日

理事長 マリ クリスティーヌ